



国際図書館コンソーシアム連合 (ICOLC)

電子的情報の選択と購入をめぐる 現在の情勢と望ましい方向への実行策に関する声明¹

追補版その2：価格設定と経済（2004年10月）（仮訳）

この声明に関する新聞発表は、下記URLを参照。
<<http://www.library.yale.edu/consortia/icolcpr.htm>>

はじめに

今日、出版者は、電子的情報を供給するためにますます世界的な規模で行動するようになっており、出版された電子情報の購入に関する価格設定と契約条件について、図書館の市場における立場を表明するために世界的な規模で行動することは、図書館の責務である。この文書は、今日の電子的情報環境、将来に向けて私たちの望む環境、望ましい成果を得るための図書館コンソーシアムとそのメンバーのための望ましい実効策に関してこれまで ICOLC が発表してきた声明を改訂するものである。この全般にわたる改訂版では、私たちは経済的な側面と価格設定の側面について強調している。この両側面は 1996 年に ICOLC の最初の会合をもって以来、また公表したこれまでの声明を貫く重要な関心事であった。

この声明はすべての場面で適用可能なものであるが、この声明の支持者は、主たる意義は高等教育コミュニティの内部にあると期待している。私たちはインフォメーション・プロバイダと大学図書館コンソーシアムとの間の持続的な対話を生み出し、育てることを目指している。そのため、ICOLC のメンバーは、インフォメーション・プロバイダに対して、この声明と先に公表した声明が、遍在的かつ安価な情報資源を教育・研究機関の図書館利用者にとってどのようにすれば普及できるかということについて、有意義かつ現実的な協議に携わろうと求めている。

本声明は、あらゆるタイプの大学コンソーシアムに及ぶものであり、コンソーシアムが通常活動する際の一般的な境界を定めることを意図しているが、個別のコンソーシアムが自らの必要性に即した特定の活動を妨げるものではない。

情報のアクセスのための変わらない目標

- * **IT 促進化の必要性**。 大学図書館とインフォメーション・プロバイダは、情報伝達の増大を容易にし、電子情報を印刷物より一般的、容易かつ柔軟にアクセスできるように IT を利用しなければならない。
- * **各国著作権法における教育の「例外」規定の重要性**。 多くの国の法律は、著作者の排他的な権利を制限している。図書館による複製と教育のための利用を真剣に考慮したこれらの例外規定は、電子環境下においても手を加えられることなく維持されるべきである。
- * **永続的なアクセスとアーカイブは最大の重要性を持つ**。 伝統的な印刷物と同じ

ように、図書館や図書館がサービスする構成員にとって、とりわけ電子形式でのみ存在する情報について、電子的情報への恒久的なアクセスが利用できるということが決定的である。電子情報を入手するための契約は、一時的なアクセスだけを提供し、貸与するだけでなく、購入することができるという経済的效果を持つ条項を含んでいなくてはならない。保存について関心を持っている図書館、コンソーシアム、出版者は、長期間の利用可能とアクセスに関して適切な行動をとる必要がある。加えて、図書館とコンソーシアムは永続的なアクセスを保証し得る新しい選択肢を検討すべきである。例えば、出版者は、アクセスの提供に加えて、国内や地域で利用可能な電子ジャーナル情報の現用リポジトリの創成を促進するために ICOLC メンバーと協力すべきである。出版者は、通常の予約購読価格を越えるような追加料金を課さずにアーカイブのデータを提供しなければならない。

電子アーカイブへのアクセス権を図書館が所有しているひとつまたは複数の雑誌タイトルがひとつの出版者から別な出版者に移行した場合、図書館は買収した側の出版者との契約関係を継続できる保障はない。それゆえ、その移行までに刊行された号へのアクセス手段を提供する責任は、元の出版者に残されている。その出版者には継続的なアクセスのための実際的な手段を提供できないということがあってはならない。

この責任は、出版者が別の出版者全体を完全に買収する場合にも含まれるものである。このような場合、買収した側の出版者は、買収された側の出版者の買収時点までの雑誌タイトルに継続してアクセスできる手段を提供しなければならない。別の出版者に対する一群の出版物全体を売却するためのいかなる条件にも、図書館やコンソーシアムが売却の時点までに恒久的な権利を購入していた雑誌タイトルについては永続的なアクセスが提供されるということが、売却の条件として含まれるものでなければならないことを、ICOLC は期待する。

* **情報は支払い可能なものでなければならない。** 電子情報に対しての価格モデルによって、情報の利用ごとの費用や情報の単価が、相当程度低減しなければならない。電子情報の生産を通して得た節減効果は、時と共に、プロバイダから消費者に及ぶものでなければならない。最終的には、電子情報の価格設定の方法は、インフォメーション・プロバイダの財務上の必要性と、大学図書館の予算およびミッションとの両方と整合的なものでなければならない。

* **利用統計データは、成否を分ける重要な尺度となる。** 図書館とプロバイダは、両者が投資のより良い効果を立証できるように、利用の効果的な尺度や電子情報の価値の要素となるものを共同で開発し、それに合意しなければならない。電子情報の改善された尺度は、図書館にこれらのリソースを調達するための将来の資金源を確保するために不可欠なものである。ICOLC は、利用統計データに関するガイドライン²を開発し、図書館、コンソーシアムと出版者に利用統計の定義と測定法の改善をもたす「COUNTER プロジェクト」³のような協力プログラムによる継続的な開発も奨励している。

* **可能な限り最も広範なアクセス。** 学術研究者、学術機関、出版者、図書館は、支払い可能な価格で広い範囲の情報アクセスをもたらす出版システムを促進することに対して、共通の不可避的な関心を共有している。これを達成するには、それぞれのグループ（大学、出版者、大学図書館、学術研究者）が、現行システムの改良を図るための手段を講じなければならない。**すべての関係者は、進んでリスクを引き受け、学問研究の成果を他に先駆けて公表するために、新規かつ技術的に改良された発表手段を創造し、実現しなければならない。**

出版者は、著者自らのアーカイビングを許し、著者あるいは機関のアーカイブを通して公刊物へのアクセスを認める新しい経営方針を策定すべきである。著者は、このような権利が与えられる場合にのみ、成果発表すべきである。

* **世界的規模で購読可能なアクセス。** ICOLC は、WHO、FAO や eIFL.net⁴ のプログラムのように、開発途上国に無料で、あるいは支払い可能なアクセスによって電子ジャーナルを提供している出版者との連携が最近増加していることを高く評価する。ICOLC のメンバーは、出版者が、自国通貨の弱体化を経験している先進諸国のニーズに対応することを希望している。例えば、単一の価格構成である必要はないが、世界中のすべての国々の利用者にとって、公正な価格設定モデルの検討を希望している。

* **可能な限り最も広範なアクセスの新しいモデル。** ICOLC は、情報への可能な限り最も広範なアクセスを支援し、オープンアクセスのような新しいビジネスモデルやその他の学術情報とアクセスに関するプログラムの実験を奨励している。これらの新しい実験は、著者、出版者、図書館が読者のために最も多くの利益を生み出すように注意深く準備し、慎重に検証される必要がある。この目標を達成するために、ICOLC は、すべての抄録・索引サービスが、無料で提供される査読誌の論文レベルの文献参照を含めることによって、最も一般的に用いられている学術的情報へのアクセスのメカニズムに完全に統合されることを推奨する。このようなアクセスは、雑誌の利用を増やし、そのことによって経費を節減するだけでなく、学術コミュニティにとって I&A サービスを一層価値あるものになることが期待される。論文レベルのメタデータは、直接 A&I サービスに容易に取り込めるよう、すべての無料で提供される雑誌によって標準化されたフォーマットで作成されるべきである。

望ましい価格設定の実行策 - 再確認

A. 非開示用語は、どのような使用許諾契約書であっても受け入れてはならない。特にひとつの図書館コンソーシアムと他のコンソーシアムによる価格設定や重要な契約条件についての情報共有を排除する用語は受け入れるべきではない。

B. プロバイダは、新しい電子製品を売り出すときに、その研究開発の全所要額の支払を図書館に求めることを期待するべきではない。これらの経費は、会社の株主によって分担され、プロバイダによって償却されるべきものである。それゆえ、電子情報の現行価格は、実験と広範囲にわたる利用を促進するうえでも、十分に支払い可能なものである。この戦略は、プロバイダに研究開発経費を回収するためのよりよい長期的な収入を提案することになるだろう。

C. 図書館は、印刷体雑誌の予約購読がなくとも、電子製品を購読する選択肢を持つべきであり、電子製品の経費は冊子体の予約購読価格より相当低い額でなければならない。詳細は次の追加声明の Section A. を参照。

D. 自由の利かない複数年契約のパッケージでは、電子体と冊子体の包括予約購読契約は、電子情報を購入する唯一の価格設定の選択肢であってはならない。例えば、電子ジャーナルの使用許諾書および購入契約書には、最初の価格設定年の後に、変更不可能でかつ固定の経済情報手続を残すことはできない。

望ましい価格設定の実行策 - 追加声明

図書館コンソーシアムは、今日の「情報の連鎖」の一部としてその範囲を拡大している。それらは、電子空間のなかで、出版者やベンダーと緊密に連携している。多くの教育・学術情報資源の購入者を集めることによってコンソーシアムは、インフォメーション・プロバイダに対する使用許諾契約の協議と管理のためのますます効率的な手続を作り出している。コンソーシアムは、教育・研究の舞台で、情報供給者の資料の販売と浸透を拡大してきているのである。

ICOLC のメンバーは、学術出版の全面的な変化のなかで、情報アクセスを維持するための図書館の年間経費が、物価上昇や多くの場合変化がないか、あるいは、減少している図書館予算よりはるかに急上昇を続けていることに憂慮している。出版者は図書館に対して、新しい出版企画の投資を求め続けている一方で、しばしば、印刷体を維持あるいは拡大し、印刷体の価格は、物価上昇あるいは図書館予算を上回る勢いで高騰し続けている。

コンソーシアムは、支出額に見合ったより大きな効果を達成しなければならない。この目標は種々の方法で達成することができる：例えば、実際に利用されている雑誌タイトルを購入しつつも、利用の低い雑誌タイトルやほとんど利用されていない雑誌タイトル購読を中止するとか、利用の低い雑誌タイトルについて利用に比例した増分原価を価格に反映させるとかが考えられる。雑誌経費をめぐる熱心な論議によって然るべき解決策に関して多くの意見を生み出されている。これらの解決策は、コンソーシアムの関係者と個々のビジネス協定に基づいて変化することもある。ICOLC は、進行中の対話を支援すると共に電子ジャーナルの文献アクセスの新たな代替モデルを開発するため、出版者に顧客や他の組織と連携するよう奨励するものである。

常にそうであり続け、将来にわたって残るのは、図書館実務は、利用者にとって最大の対価と利用がある文献の購入に優先順位を付けるということである。電子ジャーナルのアクセシビリティの改善を通して、出版産業は、増大した読者層に対して便益をもたらさだろうが、使用許諾契約が、図書館による雑誌の利用と価値の評価を継続し、かつ非懲罰的な経済上の帰結としての利用と評価の低い雑誌のキャンセルを継続する図書館の力を排除（あるいは無力化）してはならない。

次の要点は、図書館コンソーシアムが当面実現したいと望んでいるビジネスモデルに特化した変化をとりあげている。

A. 「印刷版プラス」から「電子版プラス」購入モデルへ移行. 今日、出版者は、ほとんどの電子ジャーナル・コンテンツの価格を設定する場合、印刷出版物の価格をその基本価格としている（「印刷版プラス」モデル）。出版者による多くの提案は、電子ジャーナルの価格設定が依然として印刷製品の価格に「追加」として提示されているか、見積価格は契約書のなかの「印刷版キャンセル禁止」条項と結び付けられている。

少数の出版者は、最近、電子ジャーナルが供給する価格が基本価格となり、かつ印刷版の価格がこの基本価格に追加されるような「電子版オンリー」モデルや「電子版プラス」モデルを提案している。ICOLC はこのモデルを、次の条件で支持する。

1. 印刷媒体の購読は選択自由であること。および
2. 電子版の基本価格は、電子版プラス印刷版価格の 80%以下であること（この結果、印刷が不要であれば、節約が可能となる）。および
3. 電子版と印刷版の抱き合わせ価格は、現在の印刷版のみの予約購読価格以下であること。

B. キャンセル禁止条項を排除。 ICOLC のメンバーは、電子ジャーナルの使用許諾書および契約書に「印刷版キャンセル禁止」条項を持ち込むこと、かつキャンセルを認める場合でも、それに伴う金銭上の制約条件や違約金を課するような価格モデルに強く反対する。出版者は、上述の A.のように、印刷版をベースとするモデルから独立した新しい価格モデルへの移行に向けてより多くの努力を傾注すべきである。出版者が、適切に配分された電子版プラスモデルを採用する限り、議論の余地がない場合は、キャンセル禁止の問題は余り重要ではなくなる。

C. 「ビッグ・ディール」あるいは「パッケージ取引」には休息の余地が必要である。 パッケージ取引は、様々なコンソーシアムの顧客にとって有用であり、実益をもたらすものである。真のグループパッケージは、出版者のコレクションへのアクセスを最大化すると同時に、図書館と出版者の両者にとって、雑誌タイトルレベルの運用管理を容易にすることが可能となるものである。しかし、当面の必要性和複数年予算が確かでない状況によって、出版者は、また、出版者と図書館の両者にとって公正であるとみなしうる、このような協定のすべてに「秩序ある自然減」についての合理的な可能性を盛り込んでいかなければならない。図書館と出版者の両者にとって、適確に構成された最善の協定は、秩序ある自然減を必要ではあるが、補助的な手段として用いることにより、タイトルアクセスについては、より狭いものというよりはむしろより広範なものとなるべきである。これは、必要ならば、購読者に対して出費の抑制や節減をもたらすことができよう。例えば、次に挙げるのは、自然減をもたらすいくつかの方法である。そして他の可能性もある：

1. 利用されていない雑誌タイトルを値引きし、それらに対するクレジットを提供すること。
2. 図書館がそれなしでも済ませられると選択した雑誌タイトルを値引きし（あるいは利用した分の支払いのみとする）、それらに対するクレジットを提供すること。
3. 図書館が雑誌タイトルを削減し、これらの雑誌タイトルの予約購読価格に見合うドル対価分を補償させること。
4. 毎年、購読中止の許容割合を認めること。

D. 同一のコンテンツを別のパッケージに繰り返し使わない。 出版者は、同一のコンテンツを再利用や再パッケージ化（同一論文を複数の電子ジャーナルで再掲載するような）行為を自粛すべきである。この方法では、図書館は同一のコンテンツに何度も支払いを要求されることになる。

E. 仲介者の役割を変革すること - 排除ではなく - 。 情報流通の連鎖に係わるすべての関係者 - 学術研究者、出版者、アグリゲータ、雑誌取次業者、図書館員 - は、電子情報の配信という新たな展開を考慮し、自らの役割を見直しているところである。長期的に見ると、それぞれが生き残るためには、各自が付加価値を生み出さなければならない。ICOLC のメンバーは、電子コンテンツへのアクセスと購読の協定における変革を支持しているが、多くのメンバーは、この変革の時期に、予約購読契約の管理のために雑誌取次業者やその他の関係者と一緒に連携することを希望している。

この声明の採択者

この声明は、次に挙げた機関から構成される国際図書館コンソーシアム連合（ICOLC）の各メンバー代表者によって原則として採択されたが、個々のコンソーシアムの公式見解を代表するものではない。

2004年9月30日現在

Amigos Library Services *us*
AULC (Arizona Universities Library Consortium) *us*
BCR *us*
BIBSAM *Sweden*
BLC(Boston Library Consortium, Inc.) *us*
CAUL (Council of Australian University Librarians)
California Digital Library *us*
California State University - SEIR (Systemwide Electronic Information Resources) *us*
CALICO (Cape Library Consortium) *South Africa*
CAUL (Council of Atlantic University Libraries) *Canada*
CBUC (Consortium of Academic Libraries of Catalonia) *Spain*
Committee on Institutional Cooperation (CIC) *us*
Colorado Alliance of Research Libraries *us*
Colorado State Library *us*
Council of Federal Libraries Consortium/consortium Conseil des bibliothèques du gouvernement federal *Canada*
CREPUQ (Conférence des recteurs et des principaux des universités du Québec/Conference of Rectors and Principals of Quebec Universities) *Canada*
DEF (Danish Electronic Research Library)
eIFL.net *International*
FinELib (The National Electronic Library in Finland)
Florida Center for Library Automation *us*
GAELIC (Gauteng and Environs Library Consortium) *South Africa*
GALILEO Georgia's Virtual Library, an initiative of the University System of Georgia *us*
Greater Western Library Alliance *us*
HEAL-Link *Greece*
ICCMP (Illinois Cooperative Collection Management Program) *us*
JANUL (Japan Association of National University Libraries)[国立大学図書館協会]
JISC (Joint Information Systems Committee) *UK*
LOUIS: The Louisiana Library Network *us*
MINITEX Library Information Network *us*
MLC (Michigan Library Consortium) *us*
MLNC (Missouri Library Network Corporation) *us*
MOBIUS *us*
Network of Alabama Academic Libraries *us*
NELINET, Inc. *us*
NELLCO (New England Law Library Consortium) *us*
NERL (NorthEast Research Libraries Consortium) *us*
Nylink *us*
OhioLINK (Ohio Library and Information Network) *us*
OHIONET *us*
Orbis Cascade Alliance *us*
PALINET *us*
Pioneer, Utah's Online Library *us*
Procurement for Libraries *UK*

PULC (Private University Libraries Consortium) *Japan*[私立大学図書館コンソーシアム]
SOLINET (Southeastern Library Network, Inc.) *US*
SUPC (Southern Universities Purchasing Consortium) *UK*
Triangle Research Libraries Network (TRLN) *US*
UKB *The Netherlands*
University of Texas System Digital Library *US*
Utah Academic Library Consortium *US*
WILS (Wisconsin Library Services) *US*
WRLC (Washington Research Library Consortium)

国際図書館コンソーシアム連合 (ICOLC) について

国際図書館コンソーシアム連合 (ICOLC) は、1997年に開催された会合で設立された非公式団体である。本連合は、200を越える世界中の図書館コンソーシアムの団体から成り、世界の何千という図書館を代表している。本連合は、メンバー間の共通の利害に関する諸問題の討議を促進して、主に高等教育機関に貢献することとしている。ICOLCは、新しい電子情報資源、電子情報プロバイダおよびベンダーの価格設定方針、コンソーシアムの代表や運営委員会にとって重要な諸問題について、メンバーに周知させるために会合を行っている。これらの会合では、コンソーシアム代表者とのフォーラムを開催する機会を提供し、その中でインフォメーション・プロバイダ業界と会合を持ち、製品の協議や、相互に関心のある諸問題についてメンバーと対話している。ICOLCは、メンバーのためにリストサーブとWebページの維持管理を行っている。ICOLCに関するより詳細な情報は、<http://www.library.yale.edu/consortia> から入手できる。

この声明文書に関するより詳細な情報の照会先：

Beverlee French, Director for Shared Content, California Digital Library
University of California - Office of the President, 415 20th Street, 4th Floor, Oakland, CA 94612
Phone: 510.987-0425 Fax: 510.287-3825
Email: beverlee.french@ucop.edu

Arnold Hirshon, Executive Director, NELINET, Inc.
153 Cordaville Road, Suite 200, Southborough MA 01772
Phone: 508-597-1934 Fax: 508-460-9455
Email: hirshon@nelinet.net

Kristiina Hormia-Poutanen, Director FinELib
P.O.Box 26 (Teollisuuskatu 23-25), FIN-00014 University of Helsinki FINLAND Phone: +358 9 191 44118
Email: kristiina.hormia@helsinki.fi

Ann Okerson, Associate University Librarian and NERL Coordinator
Yale University, Sterling Memorial Library, New Haven, CT 06520-8240
Phone: 203-432-1764 Fax: 203-432-8527
Email: ann.okerson@yale.edu

Tom Sanville, Executive Director, OhioLINK
Suite 300, 2455 North Star Road, Columbus, OH 43221
Phone: 614-728-3600, ext. 322 Fax: 614-728-3610
Email: tom@ohiolink.edu

Dr Hazel Woodward, Joint Information Systems Committee (JISC)

University Librarian & Director of Cranfield University Press, Kings Norton Library,
Cranfield University, Cranfield, Bedfordshire, MK43 0AL
Phone:: +44 (0) 1234 754446 Fax: +44 (0) 1234 752391
Email: h.woodward @ cranfield.ac.uk

脚注

- 1 “ Statement of Current Perspective and Preferred Practices for the selection and purchase of electronic information (March 1998) ” および “ Statement of Current Perspective and Preferred Practices for the Selection and Purchase of Electronic Information (Update no. 1: December 2001) ” を参照。両者とも次の URL へ：
<<http://www.library.yale.edu/consortica/statementsanddocuments.htm>>
翻訳
・ 「電子情報の選択と購入に関する、現段階における展望と望ましい実践のあり方についての声明」佐藤義則訳。
<http://www.lib.kyushu-u.ac.jp/e_jrnl/icolc02.htm >
・ 「電子情報の選択と購入をめぐる現在の情勢と望ましい方向への実行策に関する声明 追補版その1：電子ジャーナルの利用許諾をめぐる新たな進展（2001年12月）」仮訳（未定稿）
『大学図書館協力ニュース』 Vol.22, No.6, 2002.3. p.1-4.
- 2 “ Guidelines for Statistical Measures of Usage of Web-Based Information Resources ” を参照。<<http://www.library.yale.edu/consortica/statementsanddocuments.htm>>
翻訳
・ 「ウェブベースの情報資源利用に関する統計測定のガイドライン（1998年11月のガイドライン 2001年改定）」仮訳（未定稿）
『大学図書館協力ニュース』 Vol.22, No.6, 2002.3. p.5-7.
- 3 COUNTER（Counting Usage of Networked Electronic Resources）Project のホームページを参照。 <<http://www.projectcouter.org>>
- 4 Liblicense web サイトの出版者の協力による途上国への購読契約計画の一覧を参照。
<<http://www.library.yale.edu/~license/develop.shtml>>